

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 道路交通法 - 第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し） - 第105条（免許の失効） - 第105条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） ○ 道路交通法施行令 - 第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等） - 第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） ○ 道路交通法施行規則 - 第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）
審 査 基 準：法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： ○ 運転免許試験場における申請 申請の当日中（申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した公安委員会が東京都公安委員会の場合。行政庁の休日は含まない。） ○ 運転免許更新センター、警察署における申請 1 4 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：運転免許試験場、運転免許更新センター又は警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：運転免許試験場、運転免許更新センター又は警察署の交通課 運転免許本部免許管理課免許管理第一係 (03-3581-4321(内線7251-5054))
備 考：